

外部用

もりおか魅力発信大使・もりおかプロモーション大使名義使用の手引き

【趣旨】

もりおか魅力発信大使・もりおかプロモーション大使（以下、「大使」という。）は、本市の歴史、文化、豊かな自然環境、特性を活かした地域ブランド及び観光情報等を広く国内外に紹介し、本市の魅力発信とイメージアップを図るため、設置したものです。本手引きは、大使の名義を使用する際や、大使としてのイベント等への参加を希望する際の申請手順及び活動規約を記載したものです。

【申請手順】

- 1 大使の名義使用及び大使としてのイベント等の参加を希望する場合は、大使及び所属団体と事前に協議してください。
- 2 1において、大使及び所属団体から参加の合意を得た場合、別紙様式の必要事項を記載し、本市へ提出してください。
- 3 本市への提出は、名義使用日または、イベント開催日の3週間前までに提出してください。
- 4 イベント等への本市の後援等が必要な場合は、別途手続きが必要になります。

【大使活動規約】

- 1 本市のイメージアップに寄与する場合に限り申請できるものとします。なお、次の場合は大使としての活動を禁止します。
 - (1) 法令及び公序良俗に反するもの
 - (2) 犯罪行為に結びつくもの
 - (3) 第三者等の利益を侵害するもの
 - (4) 魅力発信に繋がらず、単に営利を目的とするもの
 - (5) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似するもの及び公職選挙法に抵触するもの
 - (6) 特定の宗教、組織又は団体に関する布教活動、勧誘及びこれらに類するもの
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者が主催するもの
 - (8) 責任の所在が不明確なもの
- 2 申請者が1に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この手引きに違反したときは、その許可を取り消します。この場合、申請者に損害が生じても、本市は責任を負わないものとします。
- 3 大使の活動に伴う経費、報償費等の負担は主催者が行うこととします。
- 4 イベント等における安全対策及び紛争の解決は主催者が責任を持って行ってください。
- 5 大使の起用に伴う情報発信時期等については、所属団体と調整願います。

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

盛岡市 市長公室都市戦略室 シティプロモーション担当

電話：019-613-8370 Email：toshisen@city.morioka.iwate.jp